

返戻金制度について

TOMA キャリアパートナーズ株式会社

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 50%
- (2) 入社後1ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 30%

なお、被採用者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職または本人の死亡等を含むが、これらに限られない）は、上記の報酬返還は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。